

# 手続きを、お忘れなく！ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請先は、  
平成26年1月  
1日現在  
1日録村  
だよ！



消費税率の引き上げにより、所得の低い方々や子育て世帯の経済的な負担を緩和するため、いずれかの給付金を支給します。対象の方には、申請書類を7月中旬に送付する予定です。

担当課／地域福祉課・児童福祉課

## 臨時福祉給付金

■給付額  
給付対象者1人に付き  
1万円

老齢基礎年金や障害基礎年金などを受給されている方は、**5千円が加算**されます(複数該当される場合でも5千円のみ加算)。

※加算対象の年金などは、申請書に記載していただきますので、ご確認ください。

■給付対象者／平成26年度分市・県民税(均等割)が課税されない方。

ただし、市・県民税が課税されている方に扶養されている場合や「生活保護制度の被保護者」になっていない方は対象になりません。

## 子育て世帯臨時特例給付金

■給付額  
対象児童1人に付き  
1万円

■給付対象者／次の全ての要件を満たす方

- 1 平成26年1月分の児童手当特例給付受給の方
- 2 昨年度の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

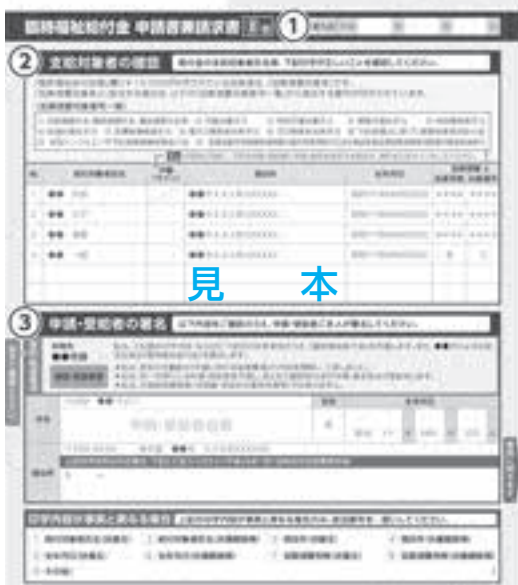
■対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童

※臨時福祉給付金の対象児童や「生活保護制度の被保護者」になっていない場合などは対象外。

※給付対象者のうち、公務員の方には、所属庁から申請書類などの送付があります。

▼申請書は、給付対象の世帯主に送付します。



見本

■申請方法／送付された申請書に必要事項を明記の上、返信用封筒に申請書と添付書類を同封し、ポストへ投函してください。

※受け付け・審査の上、該当される方に給付。

### ●申請に必要な添付書類

- 1 本人確認書類のコピー  
申請書に記載されている方全員の運転免許証、パスポート、健康保険証、身体障害者手帳などいずれかのコピー【外国人の方は在留カード(表裏両面)のコピー】
- 2 振込口座の通帳のコピー  
申請者口座名義人(カナ)、店番号、口座番号が記載された、表紙裏面ページのコピー

※申請書を紛失された場合は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

※6月16日(月)～市役所2階に相談窓口を設置します。

※申請から支給まで日数が掛かりますので、ご了承ください。

※申請書が届かず、給付金の対象になると思われる場合は、下記コールセンターまでお問い合わせください(例：前年の収入がなく、課税者の扶養にもなっていないが、申請書が届いていない方など)。

なお、税の申告がお済みでなく、課税・非課税の判定ができない方などは対象になりませんのでご注意ください。

## 詐欺にご注意を

給付金の支給を装った『振り込め詐欺』『個人情報の聞き出し』に注意してください。

■市や厚生労働省が、次のことをすることは、絶対にありません！

- 銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)の操作をお願いする
- 手数料などの振り込みを求める
- 問い合わせ番号を携帯電話(局番090、080など)に指定する

□「おかしい」と感じたら

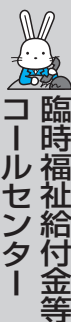
- ・福島県警察本部相談専用電話(#9110)  
※プッシュホン、携帯電話など
- ・福島警察署 ☎522-2121
- ・福島北警察署 ☎554-0110

※支給後、税の更正などにより、市・県民税が課税されることになった場合は給付金を返還していただくこととなります。

■受付開始／7月中旬から受け付け(予定)

■給付方法／申請の受け付け・審査後、ご指定の口座へ振り込みます。

問／《8月31日まで》



臨時福祉給付金等  
コールセンター

☎0120-114-9992  
【月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分】  
※回線が込み合っており、かかりづらい場合があります。ご了承ください。